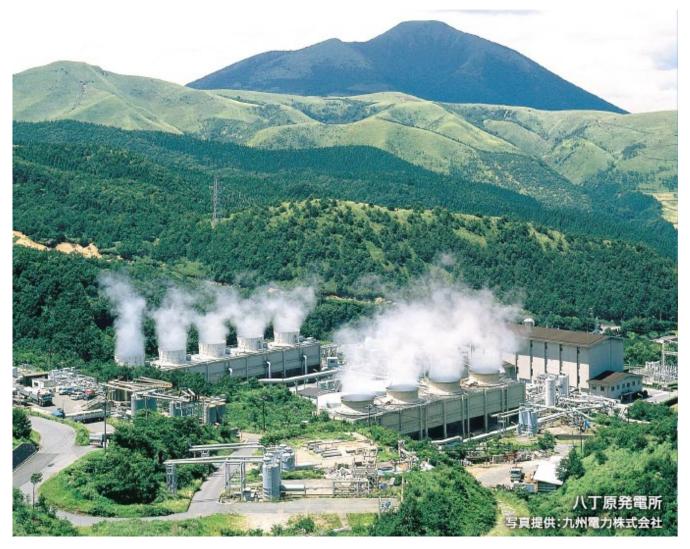
温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)の背景について



八丁原発電所(阿蘇くじゅう国立公園内) JOGMECパンフレットより

温泉法の概要について

目 的:温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止 し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること。

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道 温泉の掘削等の許可制 府県知事の許可が必要 温泉の保護等 都道府県知事による温泉採取制限命令、 温泉源保護の措置 他目的掘削の影響防止措置命令 温泉の採取は、都道府県知事の許可が必 温泉の採取に伴 要(可燃性天然ガスの濃度が災害防止措 温泉の採取の許可制 う災害の防止 置を必要としないものとして都道府県知 事の確認を受けた場合を除く) 温泉を公共の浴用・飲用に供しようとす 温泉の公共的利用の許可制 る場合は、都道府県知事又は保健所設置 市(区)長の許可が必要 利用の許可を得た施設では、温泉の成分 温泉の利用 温泉の成分、禁忌症等の掲示 禁忌症等の掲示が必要 国民保養温泉地の指定

温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)概要1

ねらい

考え方の明文化 手続きの明確化

地熱発電の開発の各段階における掘削等について許可又は不許可の判断基準の考え方を示す

温泉資源への影響を判断するために必要な資料と方法

温泉法第3条: 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようど

する者は、…都道府県知事に申請してその許

可を受けなければならない。

温泉法第4条: 都道府県知事は、…次の各号のいずれかに

該当する場合を除き、同項の許可をしなけれ

ばならない。

第4条第1項: 温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと

認めるとき。

第4条第3項: 当該掘削が公益を害するおそれがあると認められ

るとき

*公益を害する例としては、地盤沈下等の公益を害するおそれが

あると認めるときなどが挙げられる。

意見 都道府県知事 (温泉主管部局)

温泉法第4条等に 関する判断

許可/不許可

掘削申請

審議会による科学的検討

・基礎資料による判断

既存地質情報、科学調査資料など による判断

モデルによる判断

地熱概念モデル等による地熱貯留 層と温泉帯水層のつながりを総合 判断

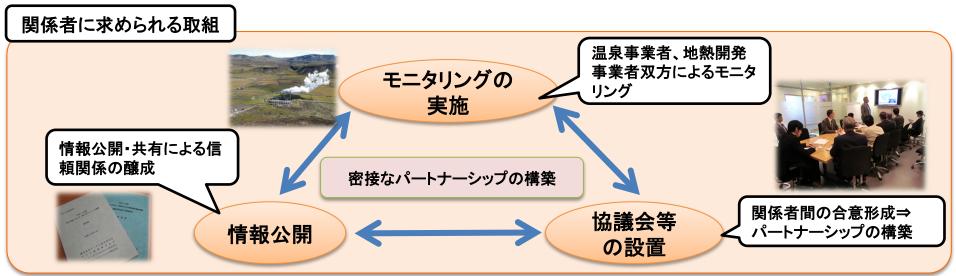
・モニタリングデータによる判断

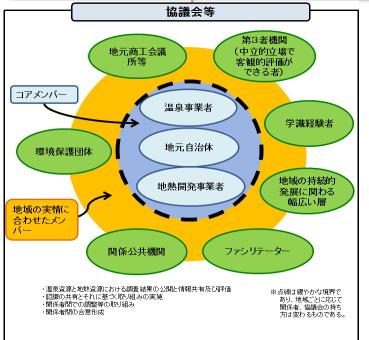
モニタリングによる影響有無の判断

判断に係る情報・判断方法の整理 -



温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)概要2





- 協議会等については、形式にこだわらず、合意 形成の仕組みは調査等の段階に応じた形が必要となる。
- 協議会等の設置について、条例等を独自に定めている場合もある。
- 協議会が温泉資源の活用やその他、地域固有の課題を話し合う場となる。

これまでのガイドライン改訂の経緯

平成24年3月策定

温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係) 策定

【内容】

地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等の対処方針の一つとして、地熱発電の開発のための温泉の掘削等に関し、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知することされた。

平成29年10月改訂

温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係) 改訂

【内容】

ガイドライン策定後の地熱発電をめぐる国内動向等を踏まえ、<u>定期的なモニタリングの重要性</u>等に関する記載の充実や<u>温泉と地熱の共生事例</u>等を追加。

R4年度改訂

温泉資源の保護に関するガイドライン (地熱発電関係) 改訂

本検討会にて対応

温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)に基づく、策定後5年度ごとの点検を実施

平成26年12月改訂

「温泉法第3条に基づく掘削許可が不要 な類型化について」の取りまとめを行い、 <u>ガイドラインに反映</u>。

令和3年9月改訂

「大規模な地熱開発における地熱資源管理と掘削許可の考え方」を<u>ガイドラインに追加、自治体へアンケート実施</u>。